

## 1 はじめに

特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。

また、特別支援教育は、これまでの特殊教育の対象の障害だけでなく、知的な遅れのない発達障害も含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるものである。

さらに、特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒への教育にとどまらず、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものであり、我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味を持っている。

※文部科学省「特別支援教育の推進について（通知）」

平成 19 年 4 月 1 日より抜粋

平成 19 年にそれまでの「特殊教育」から「特別支援教育」への転換がされて、今年で 10 年が経過しました。障がいの程度等に応じて特別の場で指導を行う「特殊教育」から、障がいのある幼児児童生徒一人一人のニーズに応じて、適切な教育的支援を行う「特別支援教育」へ大きな教育制度の改革が行われました。これまでに学校園においては、特別支援教育コーディネーターの指名や校園内委員会の設置及び運営、支援体制の構築等がなされ、幼児児童生徒への具体的な支援が日常的に行われるようになりました。また学校園を取り巻く関係機関においては、学校園との連携・協力が図られるようになりました。このように、特別支援教育の理念は確実に学校園に浸透していると言えます。

一方で、「障害者の権利に関する条約」の批准、それに向けて法律や制度の改正等が行われ、障がい者本人や周囲の状況が大きく変化しています。具体的には、障害者基本法（平成 23 年改正）であり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年公布）がそれにあたります。これらの条約や法律等は学校園における教育や保育のあり方にも大きく影響することとなりました。さらに、「障害者の権利に関する条約」の批准や障害者基本法の改正を受けて、インクルーシブ教育システムの実現に向けた取組が進められています。

本冊子は、このような障がい者や特別支援教育を取り巻く変化を受けて改訂することとしました。改訂にあたっては、三木市における特別支援教育の体制や取組の実際と、それぞれの機関がそれぞれの役割をどのような思いをもって取り組んでいるのかを具体例を挙げて紹介しています。また、特別支援教育を進めるうえで必要な学校園間の連携の方法や校種を問わず知っておくべき内容を含んでいます。

この冊子をもとに、特別支援教育についてさらに理解を深めていただくとともに、日々の指導や支援においてご活用願います。

三木市教育委員会